

平成 30 年 1 月 10 日

久留米市農業委員会総会議事録

久留米市農業委員会

平成30年1月10日、午前9時30分久留米市農業委員会総会を久留米商工会館5階大ホールに召集する。

付議事項は、別紙久留米市農業委員会総会議案のとおりである。

出席委員は、次のとおりである。

1番	飯田三津雄	委員
2番	池田 清茂	委員
3番	池田 龍子	委員
4番	石井 孝雄	委員
5番	稲富 克紀	委員
6番	上村 孝二	委員
7番	内田 洋一	委員
8番	緒方 義範	委員
9番	笠 幸夫	委員
10番	古賀 誠一	委員
11番	古賀 喜治	委員
12番	坂井 康孝	委員
13番	平 壯一	委員
14番	田中 文	委員
15番	田中 弥生	委員
16番	手島富士雄	委員
17番	富松 隆晴	委員
19番	日比生和雄	委員
20番	深川 嘉穂	委員
21番	松延 洋一	委員
22番	馬渡恵美子	委員
23番	森崎 康洋	委員
24番	諸藤 澄夫	委員

事務局の出席者は10名である。

議長 それでは、ただいまから1月の農業委員会総会を開催いたします。
「第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。
事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案の1ページをお願いいたします。
「第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について」
農地の所有権移転、賃借権設定、使用貸借権設定の許可申請書が提出されましたので付議いたします。
所有権移転、東部地域、1番から2ページ7番までの7件です。
2ページをお願いいたします。
西部地域、8番から4ページ11番までの4件です。
4ページをお願いいたします。
賃借権設定、西部地域、12番、1件です。
使用貸借権設定、西部地域、13番、1件です。
5ページをお願いいたします。
競売不動産買受適格証明、西部地域、14番から16番までの3件です。
なお、3ページの9番、5ページの14番、15番、16番の案件について補足説明いたします。
まず、9番の案件ですが、成年後見人とは別に、成年被後見人の特別代理人が申請土地所有者の中に連署されております。成年後見人とは、認知症など、精神上的の障害により判断能力が十分でない方が不利益を被らないように、その方を支援していただくよう家庭裁判所への申し立てを行い、選任された人を言います。今回の申請のように、成年後見人が譲り受け人であるという成年後見人と成年被後見人との利益が相反する状況となった場合に、成年被後見人のために、第三者の立場として家庭裁判所で選任された特別代理人が必要となります。そのため、本申請では、特別代理人を含めた三者の連署での申請であることを補足いたします。
次に、14番、15番、16番の案件ですが、農地法施行規則第10条第1項第1号の規定による譲り受け人の単独申請となっております。本来は、譲り渡し人と譲り受け人による連署申請となりますが、農地法施行規則第10条第1項第1号の規定により、競売、公売、遺贈による場合は単独申請が可能となっており、今回は競売の案件でありますので、単独申請となっております。
また、今後の流れでございますが、総会により議決した後、農業委員会は申請者の

方に買受適格証明書を交付いたします。申請者は、その買受適格証明書を持って競売に参加することが可能となります。

なお、競売後の手続上、最終的に競売で落札した方に 3 条の許可証を速やかに交付しなければならないため、申請者には買受適格証明願と 3 条申請を同時に提出していただいております。

また、14 番、15 番の案件については、同一の農地に対してお二方が申請をなされているものとなります。

また、10 ページの「第 3 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請について」の競売不動産買受適格証明の 14 番、15 番とそれぞれ関連案件となっております。

この 14 番、15 番につきましては、申請地 1 筆の現況が農地部分と農地以外の部分に分かれているため、部分的に 3 条申請と 5 条申請に分けて申請を行っているものとなります。そのため、第 1 号議案の 3 条申請では、申請地の面積 1,236 ㎡のうち、農地として利用する 936 ㎡について審議を行っていただき、残りの 300 ㎡につきましては、第 3 号議案の 5 条申請として審議を行っていただくものとなります。

以上、1 番から 16 番までの各申請案件につきましては、農地法第 3 条第 2 項各号の審査基準について、審査会において説明を行っておりましたが、不許可相当に該当しない申請であり、審査基準に適合していることを報告いたします。

以上、説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局からの説明が終わりました。

本議案の審議番号 13 番は、新規就農者の取得案件でありますので、聞き取り調査の結果について担当委員より報告をお願いいたします。

審議番号 13 番は城島町の案件でございますので、松延副会長から報告を受けたいと思います。

それでは、報告をお願いいたします。

松延副会長 審議番号 13 番の新規就農の件につきまして、12 月 21 日に、私と古賀推進委員及び農業委員会城島事務所職員においてヒアリング実施をいたしましたので、御報告いたします。

申請人、*****は、久留米市城島町在住であり、今回、自宅から 500m ほど離れた農地を同世帯の父から使用貸借して、農業を始められる予定です。

なお、申請地は、現在、農地の状態であることを確認しています。

営農計画は、ブルーベリーを鉢植えで栽培される予定で、ブルーベリー農場への出荷のほか、直売所や観光農園をされる予定です。

農業経験はなく、全く新規の就農者ですが、就農後は、実際に農園をされているブルーベリー栽培アドバイザーによる現場での指導や、電話やメール等での相談などで栽培を行うとのことです。

農機具については、鉢植えでの栽培のため、トラクターなどの大型機械は必要なく、草刈り機、噴霧器、軽トラックなどを購入される予定です。

ヒアリングをした結果、本人のやる気も十分に見受けられ、また 12 月 27 日開催の西部審査会においてもヒアリング結果について報告し、問題なしとの判断をされております。

以上、審議番号 13 番について報告を終わります。

議 長 報告が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。第 1 号議案について賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第 1 号議案は可決されました。続きまして、「第 2 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案の 6 ページをお願いいたします。
「第 2 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請について」
農地転用許可申請書が提出されましたので付議いたします。
東部地域、1 番から 3 番までの 3 件です。
1 番、申請地、田主丸町石垣、畑 2 筆計 511 m²、申請理由、申請地を農業用施設及

び農家住宅の敷地として拡張するものです。

農地区分は第1種農地となりますが、特別の立地条件を必要とする事業として、不許可の例外規定を適用しております。

2番、申請地、田主丸町菅原、畑 538 m²、申請理由、申請地に農業用倉庫を建築及び作業場として利用するものです。

農地区分は第1種農地となりますが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

3番、申請地、田主丸町益生田、田 1,037 m²、申請理由、申請地をゴルフレッスン場として利用するものです。

続きまして、西部地域、4番、1件です。

4番、申請地、三潞町玉満、田 2 筆計 865 m²、申請理由、申請地に太陽光発電設備を設置するものです。

以上、説明を終わります。

議長 事務局からの説明が終わりましたので、審査会から審査結果報告を受けたいと思います。

それでは、東部審査会、西部審査会の順番で報告をお願いいたします。

石井副会長 東部審査会です。

審査番号1番について説明いたします。地図ナンバーは1番です。

転用目的は、農業用施設及び農家住宅の敷地として拡張するものですが、申請地は既に施工済みでありましたので、始末書つきの申請となっております。

農地区分については、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でありますので第1種農地に該当いたしますが、転用目的が特別な立地条件を必要とする事業でありますので、不許可の例外規定に該当するものとなっております。

雨水排水につきましては、自然流下及び暗渠排水管を經由して、西側道路側溝へ放流されてあります。

汚水・生活雑排水につきましては、西側道路に埋設されている市下水道管へ接続されてあります。

被害防除につきましては、既存石垣を利用して土砂の流出を防いであります。

続きまして、審議番号2番について説明いたします。地図ナンバーは2番です。

転用目的は、申請地に農業用倉庫を建築及び作業場として利用するものですが、申

請地は既に施工済みでありますので、始末書つきの申請となっております。

農地区分については、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でありますので第1種農地に該当いたしますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設でありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下及び暗渠排水管による南側道路側溝へ放流されてあります。

汚水・生活雑排水につきましては、発生いたしません。

被害防除につきましては、周囲を石垣及びコンクリートブロックにより土どめを行って土砂の流出を防いであります。

続きまして、審議番号3番について説明いたします。地図ナンバーは3番です。

転用目的は、ゴルフレッスン場として利用するものです。

農地区分については、JR田主丸駅からおおむね1kmのところに位置しておりますが、宅地化率が40%を超える区域内にある農地でありますので、第2種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下により周囲の水路へ放流されます。

汚水・生活雑排水につきましては、一体利用地の宅地内に設置された既存の合併浄化槽を利用する計画となっております。南側水路へ放流されてあります。

被害防除につきましては、のり面施工により土どめを行い、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

それ以外では、ボールの飛び出し対策として、4.5mの防球ネットを設置する計画です。

また、騒音対策として、北側の住宅地沿いに防音壁を設置する計画となっております。

これら全ての申請案件について、排水承諾等添付書類を確認しております。

以上3件につきまして、担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ書類審査を行いました。問題がないものと判断しております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

松延副会長 続きまして、審議番号4番について説明いたします。地図ナンバーも4番です。

転用目的は、太陽光発電設備を設置するものです。

農地区分については、西鉄犬塚駅からおおむね500m以内の区域内にある農地でありますので、第2種農地と判断しています。

雨水排水につきましては、自然流下により西側の水路へ放流されます。

汚水・生活雑排水につきましては、発生いたしません。

被害防除につきましては、周囲にフェンスを新設する計画となっております。

この申請案件について、排水承諾などの添付書類を確認しております。

以上 1 件につきまして、担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ書類審査を行いました。問題がないものと判断しております。御審議のほどよろしくお願いたします。

議 長 以上で、審査会からの報告は終わりました。
それでは、質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。
第 2 号議案について賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第 2 号議案は可決されました。
続きまして、「第 3 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案の 7 ページをお願いいたします。
「第 3 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請について」
農地転用許可申請書が提出されましたので付議いたします。
東部地域、1 番から 8 ページ 8 番まで、8 件です。
1 番、申請地、善導寺町木塚、畑 2 筆計 376 m²、申請理由、申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。
農地区分は第 1 種農地となっておりますが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、許可の例外規定を適用しております。
2 番、申請地、山本町豊田、畑 810 m²、申請理由、申請地を取得し、露天資材置き

場として利用するものです。

農地区分は第1種農地となっておりますが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

3番、申請地、山本町耳納、畑400㎡、申請理由、申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。

農地区分は第1種農地となっておりますが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

4番、申請地、田主丸町田主丸、田696㎡、申請理由、申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。

5番、申請地、田主丸町田主丸、畑2筆計47㎡、申請理由、申請地を借り受けて、貸し家住宅(6戸)の敷地として拡張するものです。

8ページをお願いいたします。

6番、申請地、田主丸町田主丸、畑5筆計1,851.91㎡、申請理由、申請地を取得し、建て売り住宅(7戸)を建築及び進入路を設置するものです。

7番、申請地、田主丸町豊城、田2筆計960㎡、申請理由、申請地を取得し、建て売り住宅(3戸)を建築するものです。

8番、申請地、田主丸町船越、田3筆計1,796㎡、申請理由、申請地を取得し、流通業務施設(事務所及び露天駐車場)として利用するものです。

農地区分は第1種農地となっておりますが、特別の立地条件を必要とする事業として、不許可の例外規定を適用しております。

続きまして、西部地域、9番から9ページ13番まで、5件です。

9番、申請地、高良内町、畑2筆計239㎡、申請理由、申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。

9ページをお願いいたします。

10番、申請地、大善寺町夜明、田1,330㎡、申請理由、申請地を買い受けて、露天資材置き場として利用するものです。

農地区分は第1種農地となっておりますが、地域農用の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

11番、申請地、城島町芦塚、畑178㎡のうち143.55㎡、申請理由、申請地を借り受けて、農業用資材置き場として利用するものです。

12番、申請地、三潞町玉満、田5筆計455㎡、申請理由、申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。

13 番、申請地、三潞町西牟田、畑 344 m²、申請理由、申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。

10 ページをお願いいたします。

競売不動産買受適格証明、西部地域、14 番、15 番の 2 件です。

14 番、申請地、三潞町清松、田 1,236 m²のうち 300 m²、申請理由、申請地を取得し、貸し家住宅（1 戸）を建築するものです。

農地区分は第 1 種農地となりますが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

なお、こちらの案件につきましては、第 1 号議案の 14 番と関連するものとなっております。

15 番、申請地、三潞町清松、田 1,236 m²のうち 300 m²、申請理由、申請地を取得し、農業用倉庫を建築するものです。

農地区分は第 1 種農地となっておりますが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

なお、こちらの案件につきましては、第 1 号議案の 15 番と関連するものとなっております。

こちらの 14 番と 15 番につきましては、農地法施行規則第 57 条の 2 第 1 項ただし書きによる譲り受け人の単独申請となっております。

また、審議番号 8 番と 10 番に関しましては、福岡県農業会議の意見聴取案件となっております。

以上、説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりましたので、審査会から審査結果報告を受けたいと思います。

それでは、東部審査会、西部審査会の順番で報告をお願いいたします。

石井副会長 それでは、審議番号 1 番について説明いたします。地図ナンバーは 5 番です。

転用目的は、自己用住宅を建設するものです。

農地区分については、10ha 以上の広がりのある農地の区域内にある農地でありますので第 1 種農地に該当いたしますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設でありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、敷地内に新設するためますを経由して、北側の道路側溝

へ放流されます。

汚水・生活雑排水につきましては、北側道路に埋設された市下水道管へ接続されます。

被害防除につきましては、周囲にコンクリートブロックを設置して、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

続きまして、審議番号 2 番について説明いたします。地図ナンバーは 6 番です。

転用目的は、露天資材置き場として利用するものです。

農地区分については、10ha 以上の広がりのある農地の区域内にある農地でありますので第 1 種農地に該当いたしますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設でありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下により、西側の水路に放流されます。

汚水・生活雑排水につきましては、発生いたしません。

被害防除につきましては、周囲をのり面施工により土どめを行い、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

なお、南側につきましては、南側隣接農地が申請地よりも地盤が高く、既存の石垣も設置されているため、土砂の流出のおそれはありません。

審議番号 3 番について説明いたします。地図ナンバーは 7 番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。

農地区分については、10ha 以上の広がりのある農地の区域内にある農地でありますので第 1 種農地に該当いたしますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設でありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、敷地内に新設するためますを經由して、西側道路側溝へ放流する計画となっております。

汚水・生活雑排水につきましては、合併浄化槽を設置して、西側道路側溝へ放流する計画となっております。

被害防除につきましては、周囲にコンクリートブロックを新設して、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

続きまして、審議番号 4 番について説明いたします。地図ナンバーは 8 番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。

農地区分については、JR 田主丸駅からおおむね 500m の区域内にある農地でありますので、第 2 種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、敷地内に新設するためますを經由して、西側水路へ放流

されます。

汚水・生活雑排水につきましては、西側道路に埋設された市下水道管へ接続されます。

被害防除につきましては、周囲にコンクリートブロックを新設して、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

続きまして、審議番号5番について説明いたします。地図ナンバーは9番です。

転用目的は、貸し家住宅（6戸）の敷地を拡張するものですが、申請地は既に施工済みでありますので、始末書付きの申請となっております。

農地区分については、田主丸総合支所からおおむね600mのところの位置しておりますが、宅地化率が40%を超える区域内にある農地でありますので、第2種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、敷地内に新設するためますを經由して、隣接する道路側溝へ放流されてあります。

汚水・生活雑排水につきましては、既存の合併浄化槽を經由して、隣接する道路側溝へ放流されてあります。

被害防除につきましては、周囲にコンクリートブロックを設置して、土砂の流出を防いであります。

続きまして、審議番号6番について説明いたします。地図ナンバーは10番です。

転用目的は、建て売り住宅（7戸）を建築及び進入路を新設するものですが、申請地において既に造成行為が行われておりましたので、始末書付きの申請となっております。

農地区分については、田主丸総合支所からおおむね500mの区域内にある農地でありますので、第2種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、敷地内に新設するためますを經由して、新設される進入路の側溝へ放流されます。

汚水・生活雑排水につきましては、新設される合併浄化槽を經由して、新設される進入路の側溝へ放流されます。

被害防除につきましては、周囲にコンクリートブロックを新設及びL型擁壁を設置して土砂の流出を防ぐ計画となっております。

続きまして、審議番号7番について説明いたします。地図ナンバーは11番です。

転用目的は、建て売り住宅（3戸）を建築するものです。

農地区分については、農用地区域内農地以外であって、甲種農地、第1種農地及び

第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地でありますので、第2種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、敷地内に新設するためますを經由して、北側道路側溝へ放流されます。

汚水・生活雑排水につきましては、北側道路に埋設されている市下水道管へ接続されます。

被害防除につきましては、西側については既存の石垣を利用、その他についてはコンクリートブロックを新設して土砂の流出を防ぐ計画となっております。

続きまして、審議番号8番について説明いたします。地図ナンバーは12番です。

転用目的は、流通業務施設（事務所及び露天駐車場）として利用するものです。

農地区分については、10ha以上の広がりのある農地の区域内にある農地でありますので第1種農地に該当いたしますが、転用目的が特別な立地条件を必要とする事業でありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、敷地内の既存ためますを利用して、西側水路へ放流されます。

汚水・生活雑排水につきましては、くみ取り式の仮設トイレを利用する計画となっております。

被害防除につきましては、東側についてはL型擁壁を設置、北側及び西側の一部について植木を設置して土砂の流出を防ぐ計画となっております。

これら全ての申請案件について、排水承諾等添付書類を確認しております。

以上8件につきまして、担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ書類審査を行いました。問題がないものと判断しております。御審議のほどよろしく願いいたします。

松延副会長 続きまして、西部地域の審議番号9番について説明いたします。地図ナンバーは13番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。

農地区分については、本件は2筆の農地が申請地となっております。それぞれに農地区分を判断しております。

1つは、上下水道管が埋設された道路の沿道の区域にあつて、500m以内に小学校と保育園がある農地でありますので、第3種農地と判断しています。

もう一方は、10ha未満の農地の広がりのある区域内にあり、市街化区域に近接して

おりますので、第2種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、敷地内に新設するためますを經由し、北側道路側溝へ放流されます。

汚水・生活雑排水につきましては、北側道路に埋設された市下水道管へ接続されます。

被害防除につきましては、周囲にコンクリートブロックを新設して土砂の流出を防ぐ計画となっております。

続きまして、審議番号10番について説明いたします。地図ナンバーは14番です。

転用目的は、露天資材置き場として利用するものです。

農地区分については、10ha以上の広がりがある区域内にある農地でありますので第1種農地に該当しますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設でありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しています。

雨水排水につきましては、自然流下により北側水路へ放流されます。

汚水・生活雑排水につきましては、発生いたしません。

被害防除につきましては、周囲をのり面施工により土どめを行い、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

続きまして、審議番号11番について説明いたします。地図ナンバーは15番です。

転用目的は、農業用資材置き場として利用するものですが、申請地において一部施工されておりましたので、始末書つきの申請となっております。

農地区分については、農用地区域内農地以外であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地でありますので、第2種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、敷地内に側溝を新設し、既存のためますを經由して宅地内の既存排水施設へ放流されます。

汚水・生活雑排水につきましては、発生いたしません。

被害防除につきましては、周囲にコンクリートブロックを新設して土砂の流出を防ぐ計画となっております。

続きまして、審議番号12番について説明いたします。地図ナンバーは16番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。

農地区分については、西鉄犬塚駅よりおおむね300mの区域内にある農地でありますので、第3種農地と判断しています。

雨水排水につきましては、敷地内に新設するためますを經由して、東側水路へ放流

されます。

汚水・生活雑排水につきましては、新設する合併浄化槽を経由して、東側水路へ放流されます。

被害防除につきましては、周囲にコンクリートブロックを新設して土砂の流出を防ぐ計画となっています。

続きまして、審議番号 13 番について説明いたします。地図ナンバーは 17 番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。

農地区分については、JR 西牟田駅よりおおむね 300m の区域内にある農地でありますので、第 3 種農地と判断しています。

雨水排水につきましては、敷地内に新設するためますを経由して、南側道路側溝へ放流されます。

汚水・生活雑排水につきましては、新設する合併浄化槽を経由して、南側道路側溝へ放流されます。

被害防除につきましては、周囲にコンクリートブロックを新設して土砂の流出を防ぐ計画となっています。

続きまして、審議番号 14 番について説明いたします。地図ナンバーは 18 番です。

この申請は競売案件でありますので、不動産買受適格証明願となっております。このため、農地法施行規則第 57 条の 2 第 1 項ただし書きの規定による譲り受け人の単独申請です。

なお、申請地については、平成 8 年に農業用倉庫を建築する目的で農振除外がなされており、農業用倉庫が既に建築されておりますが、以前の所有者が転用許可を得ていないため、今回転用許可の手続を必要とする案件となっております。

転用目的は、貸し家住宅を建築するものです。

農地区分については、10ha 以上の広がりがある区域内にある農地でありますので第 1 種農地に該当しますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設でありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しています。

雨水排水につきましては、敷地内に新設するためますを経由して、北側道路側溝へ放流されます。

汚水・生活雑排水につきましては、新設する合併浄化槽を経由して、北側道路側溝へ放流されます。

被害防除につきましては、既存のコンクリートブロックを利用して土砂の流出を防ぐ計画となっています。

続きまして、審議番号 15 番について説明いたします。地図ナンバーは、審議番号 14 番と同じ 18 番です。

こちらも審議番号 14 番と同様に競売案件でありますので、不動産買受適格証明願となっております、譲り受け人の単独申請でございます。

転用目的は、既存の農業用倉庫を利用するものです。

農地区分については、10ha 以上の広がりのある区域内にある農地でありますので第 1 種農地に該当しますが、転用の目的が地域農業の振興に資する施設でありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しています。

雨水排水につきましては、敷地内の既存のたためすを経由して、北側道路側溝へ放流されます。

汚水・生活雑排水につきましては、発生いたしません。

被害防除につきましては、既存のコンクリートブロックを利用して土砂の流出を防ぐ計画となっております。

これら全ての申請案件について、排水承諾など添付書類を確認しております。

以上 7 件につきまして、担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ書類審査を行いました。問題がないものと判断しております。御審議のほどよろしくお願いたします。

議 長 報告が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。質疑ございませんか。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。第 3 号議案について賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第 3 号議案は可決されました。続きまして、「第 4 号議案 非農地証明について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案 11 ページをお願いいたします。
「第 4 号議案 非農地証明について」
非農地証明願が提出されましたので付議いたします。
西部地域、1 番、1 件です。
1 番、申請地、三潯町壱町原、田 272 m²、現況、宅地となっております。
証明理由、建築物等の敷地として相当なものであり、かつ、建築後 20 年以上経過しているものとなっております。
地図ナンバーは 19 番です。
以上、説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。
第 4 号議案について賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議長 ありがとうございます。全員挙手により、第 4 号議案は可決されました。
続きまして、「第 5 号議案 農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 12 ページをお願いいたします。
「第 5 号議案 農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請について」
農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請書が提出されましたので付議いたします。
第 1 区、1 番、1 件です。
1 番、申請人、荒木町荒木、*****、経営面積 32,142 m²、農用地利用計画に従

い利用すると認められます。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。第5号議案について賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第5号議案は可決されました。続きまして、「第6号議案 久留米市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 13ページをお願いいたします。
「第6号議案 久留米市農用地利用集積計画の決定について」
農業経営基盤強化促進法に基づき、久留米市長より久留米市農用地利用集積計画の決定を求められましたので付議いたします。

1、所有権移転、8件。

2、利用権設定（農地中間管理事業関係）、6件です。

14ページをお願いいたします。

1、所有権移転、第1区、1番から5番までの5件です。

1番、所在地、荒木町下荒木、田3筆計2,962㎡、推進機構からの買い入れとなります。

2番、所在地、荒木町白口、田2筆計1,622㎡、推進機構への売り渡しとなります。

3番、所在地、荒木町白口、田2筆計333.88㎡、推進機構への売り渡しとなります。

4番、所在地、宮ノ陣町若松、田2筆計7,738㎡、推進機構への売り渡しとなりま

す。

5番、所在地、山川安居野1丁目、田2筆計1,924㎡、推進機構からの買い入れとなります。

15ページをお願いいたします。

第2区、6番、1件です。

6番、所在地、田主丸町志塚島、田2,893㎡、推進機構への売り渡しとなります。

第3区、7番、8番の2件です。

7番、所在地、北野町大城、田630㎡、推進機構からの買い入れとなります。

8番、所在地、北野町上弓削、田2筆計2,171㎡、推進機構からの買い入れとなります。

16ページをお願いいたします。

2、利用権設定（農地中間管理事業関係）、こちらは総計のみ読み上げさせていただきます。

総計、契約件数、6件、筆数、9筆、設定面積、19,191㎡となります。

以上、所有権移転8件及び利用権設定（農地中間管理事業）6件の計画につきましては、経営面積や従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。第6号議案について賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第6号議案は可決されました。よって、久留米市長宛通知いたします。続きまして、報告事項に入ります。

「報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理の専決について」、
「報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理の専決について」、
「報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について」までを一括して議
題といたします。

事務局の説明を省略いたします。

それでは、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑を終了します。したがって、報告第1号から報告第3号までの報告事項を
終わります。

次に、お諮りをいたします。本総会におきまして議決されました案件で、条項、字
句、数字その他の整理を要するものにつきましては、その処理を議長に委任されたい
と思います。異議ございませんでしょうか。

「なしの声」

議 長 御異議なしと認めます。よって、議決されました案件で、条項、字句、数字その他
の整理は議長に委任することに決定いたしました。

ただいまから議事録署名委員を指名いたします。久留米市農業委員会会議規則第10
条第2項により、7番、内田洋一委員、20番、深川嘉穂委員をお願いいたします。
以上をもちまして、久留米市農業委員会総会を閉会いたします。